



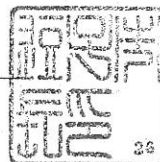
逗子市告示第 176 号

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第 30 条第 2 項に基づく事業者の氏名等の公表

逗子市の良好な都市環境をつくる条例（平成 4 年逗子市条例第 18 号）第 30 条第 2 項に基づき、同条第 1 項第 1 号に該当する事業者の氏名等を次のとおり公表する。

2015 年（平成 27 年）10 月 28 日

逗子市長 平井 竜



公表する事項

1 事業者の氏名等

氏 名 堀川 幸夫

住 所 神奈川県横須賀市公郷町一丁目 53 番地 10

2 事実

逗子市小坪一丁目 1490 番 165（平成 26 年 10 月 28 日現在 ※平成 27 年 6 月 9 日現在ほか 2 筆）の土地において、条例の手続きを経ず、300 m²以上の面積の伐採行為を行った。